

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで  
免除期間について、役場から金額が記入された納付書を何枚か渡され、郵便局で払い込むようにと言われたので郵便局で納付していた。申立期間だけが納付とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と比較的短期間である上、申立人は申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付し、厚生年金保険との切替えも適切に行っている上、高齢任意加入していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料は納付済みであり、追納したとする保険料額もおおむね一致している上、オンライン記録から、申立期間直前の免除期間について、3 回にわたり追納していることが確認できることから、申立期間についてのみ追納していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 3 月まで

昭和 60 年頃に市役所から年金加入の案内があり、家族の勧めもあったので、市役所で加入手続を行い、後日、送付された納付書で国民年金保険料を遡って金融機関で一括納付し、後の保険料は毎月口座振替で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 14 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間については、国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月以降に払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付が可能であり、申立人は一括で納付したときの納付状況を具体的かつ詳細に記憶している上、申立人が一括で過年度納付に合わせて現年度納付した金額も当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は金融機関において、申立期間当時に納付できる国民年金保険料を納付書で一括納付したと主張しているところ、当時、A 市では国民年金の資格取得に伴って、保険料を納付できる期間についての納付書を未納期間のある被保険者に送付する取扱いを行っていたとしていることから、申立人は申立期間の納付書を所持していたものと考えられ、その主張と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年10月31日

平成20年10月31日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、A社が賞与支払届の提出を遅延したため、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書から、申立人は、平成20年10月31日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から平成2年3月まで

私は、昭和55年5月に厚生年金保険の任意継続を終了した後、国民年金に加入し、その後、妻が私の分を含む夫婦の国民年金保険料を、毎月自宅に来ていた集金人に納付していた。

しかし、申立期間については、妻が納付済となっているのに対し、私は未納となっているため、申立期間が納付済であることを認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日が昭和55年5月1日と記載されているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出補助簿により平成4年1月6日以降に払い出されていることが確認できることから、その時点では、申立期間のほとんどの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、納付できる期間も過年度納付となるため集金人には保険料を納付できない期間であり、また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は、申立人が国民年金に加入して以降、夫婦の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているが、申立期間の保険料額等に関する記憶は曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間直後の平成2年4月から4年3月までの間については、妻が納付期限内に納付しているのに対し、申立人は過年度納付となっており、その主張と一致しない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 639

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年5月まで  
母が、私の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月12日から28年12月12日まで  
申立期間は、脱退手当金を受給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から4年1月1日まで  
② 平成4年10月1日から5年2月1日まで

私がA社に勤務していた間、ずっと30万円くらいの給与をもらっていたにもかかわらず、平成元年3月頃から私の標準報酬月額が急に下げられている。申立期間①及び②に係るオンライン記録は、実際の給料の額より低いので正しい金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A社における実際の給与額は、勤務していた間ずっと30万円くらいであったと申し立てている。

しかしながら、商業・法人登記簿により、申立人の夫は同社の代表取締役を務めており、申立人も取締役になっているところ、申立人は、BからCに転居する際、同社の資料を処分しており、給与明細書等の資料も残っていないため、控除された厚生年金保険料額を確認できる資料は無いとしており、申立人がオンライン記録にある標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

また、申立人の夫のオンライン記録を見ると、平成元年4月1日から資格喪失する3年9月29日まで標準報酬月額が41万円から30万円に下がっており、申立人の標準報酬月額が下がっている時期とおおむね一致する。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで  
申立期間について、A社B工場に勤務していたのに年金記録が確認できない。厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社B工場という名称の適用事業所は確認できず、申立人が同工場と同じ事務職であったと主張する同僚は、同社C工場で厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるところ、A社は、同社の現存する人事記録では申立人の在籍は確認できないとしている上、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人を含め、同社B工場に勤務していた従業員をどの適用事業所で厚生年金保険被保険者としていたかなど、また、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、いずれも不明としている。

また、A社B工場に勤務していた同僚からも証言を得られないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。